

# 大分県報

平成二十八年  
第二七四八号  
一月二十六日

（火曜日）

## 目次

### 告示

道路区域の変更（二件）……………一  
道路の供用開始（二件）……………一

### 公告

公安委員会告示  
行政不服審査法による決定書の公示の方法による送達……………二

開発行為の完了……………二

## ○告示

### 大分県告示第三十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十八年一月二十六日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十八年一月二十六日

大分県知事 広瀬勝貞

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長
------------	----	---------	-------	----

国東市国見町赤根字助迫三八一番一  
地先から  
国東市国見町赤根字中畑三九九番九  
地先まで

前

メートル  
一九・〇  
〽一〇・六

メートル  
四一五・〇

### 来浦線

国東市国見町赤根字助迫三八一番一  
から  
国東市国見町赤根字中畑三九九番九  
まで

後

四三・六  
〽二四・八

四一五・〇

### 大分県告示第三十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十八年一月二十六日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十八年一月二十六日

大分県知事 広瀬勝貞

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長
------------	----	---------	-------	----

一般国道二  
一三三号  
国東市国見町岐部字蔵屋敷九五六番  
九地先から  
国東市国見町岐部字貴舟三六一番四  
地先まで

前

メートル  
二〇・〇  
〽八・八

メートル  
三〇五・〇

後

二〇・〇  
〽八・八

三〇五・〇

### 大分県告示第四十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年一月二十六日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十八年一月二十六日

大分県知事 広瀬勝貞

平成二十八年一月二十六日

大分県報（告示）

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
県道赤根富来浦線	国東市国見町赤根字助迫三八一番一から 国東市国見町赤根字中畑三九九番九まで	平二八・一・二六

大分県告示第四十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年一月二十六日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十八年一月二十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
一般国道二二三号	国東市国見町岐部字蔵屋敷九五六番九地先 から 国東市国見町岐部字貴舟三六一番四地先ま で	平二八・一・二六

○公安委員会告示

大分県公安委員会告示第7号

大分県公安委員長 石 田 敦 子

行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第48条で準用する同法第42条第1項の規定による決定書の送達について、次に掲げる者の所在が知れないので、同法第48条で準用する同法第42条第2項ただし書の規定により、次のとおり公示する。

平成28年1月26日

1 送達を受けるべき者

住所 佐伯市向島二丁目10番17号

氏名 鹿島 哲之

2 送達すべき書類

上記1の者から提起された異議申立てに係る平成27年10月14日付け大分県（種免）第41号決定書の謄本（送達すべき書類は、省略し、大分県警察本部交通部運転免許課において保管し、送達を受けるべき者にいつでも交付する。）

○公 告

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第二項の規定により、次の開発区域の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成二十八年一月二十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 開発区域に含まれる地域の名称  
豊後高田市界彼ノ丸三百五番六ほか十四筆並びに字瀬戸口三百十五番一ほか十八筆並びに字荒田三百五十四番一ほか十八筆並びに字牛切二百六十九番二の一部、二百七十六番二の一部並びに字大溝二百四十五番の一部並びに字荒田三百五十四番十一並びに三百六十九番の各地先里道並びに三百六十九番地先水路並びに字牛切二百六十九番二及び二百七十六番二の各地先里道のうち第三工区及び第二工区の一部
- 二 開発区域の面積  
第二工区 一九・一一平方メートル  
第三工区 五、六八六・二九平方メートル
- 三 許可を受けた者の住所及び名称・氏名  
豊後高田市御玉百十四番地  
豊後高田市市長 永松 博文
- 四 完了検査年月日  
平成二十七年十二月二十五日